福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

| 受診施設名 | 障害者支援施設 光 | 施設種別 | 生活介護・施設入所支援 (旧体系:) |
|-------|-----------|------|------------------------|
| 評価機関名 | 特定非営利活動法人 | きょうと | :福祉ネットワーク「一期一会」 |

平成28年5月9日

京都市醍醐和光寮は、京都市保健福祉局による再整備計画に基づき、平成21年8月に、新施設の居住施設等整備工事に着手され、平成22年4月に社会福祉法人南山城学園に運営主体が移管されました。平成22年度末時点において新施設は全て完成し、利用者の移行や職員の配置など、23年4月に全ての事業が完了し現在に至っています。

整備された施設の中で、障害者支援施設「光」は、特に知的な障害が重度な方や自閉症、行動障害支援を担う利用者を多く受け入れる事業所として、京都市醍醐和光寮から約20名の利用者が施設移行、地域から約20名の新規利用者の入所受け入れを行いました。

「光」の建物のレイアウトはユニット形式での個室化を行い、1ユニットごとに家庭的な小集団環境の中での個別支援の充実を図っています。また、利用者支援の場面では、個別対応マニュアルをはじめとした支援に関するマニュアルを整備し、個々の利用者の障害特性を反映した支援が行われていました。

施設内は整理整頓が徹底されており、清潔感のある環境でした。また、職員の平均年齢が若いこともあり、生き生きとした印象を受けました。

法人のスケールメリットを生かし、規程類などの書類の整備がなされていました。また、年休の取得をはじめとした職員管理や福利厚生も、法人本部で一括管理されており、職員処遇に対する十分な配慮がうかがえました。

自閉症に特化した支援の充実を目指されており、PECSをコミュニケーションツールとして生活全般に応用されている点は特筆すべき点です。また、視覚支援を中心とした業務アイテムが生活の質を高めるものであることの気づきを支援の実践から学ばれていった点もレベルの高い専門的な支援を継続的に行われている証といえます。

反面、障害の重い利用者の自治会などの取り組みについて苦慮されている点がうかがえました。一般的な自治会ではなく、障害特性に合わせた自治会のあり方について、その必要性とともに再考されることをお勧めします。

今後については、利用者の方々の将来を見据えて、「今後はどこを 目指して仕事をしていくのか」を模索されていくような、より高度な 専門的支援を期待しております。

総評

I-1-(2)①理念や基本方針が役員及び職員に周知されている。

「七つの誓い」と定期的なマニュアル読み合わせを朝礼時に行い、 それによって理念の理解を促している。職員育成研修時にも理念に 対する理解を促している。

II-5-(1) ①障害のある本人と地域とのかかわりを大切にしている。

和光全体で一町内会として自治会に加入し、運動会、夏祭り、避難訓練にも参加している。地域住民に向けた研修等の実施については、法人本部、及び醍醐和光が企画、実施している。

特に良かった点(※)

年2回の全職員アンケートから課題の抽出を行い、対応を具体的に協議実行している。個別支援に関するコンサルテーションを毎月受けている。

IV-1-(1)②コミュニケーション手段を確保するための支援や 工夫がなされている。

コミュニケーションをとることが難しい利用者の方に、日常的にPECS(絵カード交換式コミュニケーションシステム)を取り入れ、利用者とのコミュニケーションを確保し、意見を表出してもらえるように努めている。

Ⅲ-1-(2)①支援内容の変更や暮らしの場の変更にあたり生活の継続性に配慮した対応を行っている。

地域生活への移行にあたっては、開設時から1名のみであり、その際には支援に必要な配慮事項等について基本情報をメール文書にて情報を伝えた。新しい生活へスムーズに移行できるようにしているが、引き継ぎの手順が定められていない。

特に改善が 望まれる点(※)

III-3-(2) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。12

苦情解決の体制・仕組みが整備され重要事項説明書に明記されているとともに、1Fロビー掲示している。苦情や要望については電話やメールにて受け付けているが、満足度調査等のアンケートが実施されていない。

苦情解決の結果等の公表は行っていない。

Ⅳ-1-(1)①障害のある本人を尊重したサービス提供について 共通の理解をもつための取り組みを行っている。(プライバシーへ の配慮)

七つの誓い、行動規範、倫理綱領が策定され、プライバシー保護に 関するマニュアルが整備されている。行動規範にはプライバシーに 関する項目があるが、利用者本人に対しての周知がされていない。

[※]それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【障害事業所版】

評価結果対比シート

| 受診施設名 | 障害者支援施設 光 |
|-------|---------------------------------|
| 施設種別 | 障害者支援施設(生活介護・施設入所支援) |
| 評価機関名 | 特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」 |
| 訪問調査日 | 2016年3月18日 |

I 福祉サービスの基本方針と組織

| 評価分類 | 評価項目 | | 評 価 細 目 | | i結果 第三者評価 | | | |
|-------------|---|-------------|--|-------------|--------------|--|--|--|
| I -1 | I-1-(1) | | | 日C評価 | 弗二有評価 | | | |
| 理念·基本 | 理念、基本方針が確立されてい | 1 | 理念が明文化されている。 | Α | Α | | | |
| 方針 | る。 | <u> </u> | 四会にせべ/サナナ会が四立のよれていて | | | | | |
| | | | 理念に基づく基本方針が明文化されている。 | Α | Α | | | |
| | I -1-(2) 理念、基本方針が周知されてい | 1 | 理念や基本方針が役員及び職員に周知されて | Α | Α | | | |
| | | | いる。 | | | | | |
| | వ . | 2 | 理念や基本方針が障害のある本人(家族・成年 後見人等含む)に周知されている。 | Α | Α | | | |
| I -2 | I -2-(1) | | 各年度計画を策定するための基礎となる中期 | | | | | |
| 計画の策定 | 事業計画の策定について | 1 | (概ね3年)もしくは長期(概ね5年以上)計画が策定されている。 | Α | Α | | | |
| 可画の永た | 事未可画の東定に が、(| | EC11CUIO. | | | | | |
| | | (2) | 事業計画の策定が組織的に行われている。 | Α | Α | | | |
| | | | TO SECTION ADMINISTRAÇÃO CO CO | ,, | , , | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 3 | 事業計画が職員に周知されている。 | Α | Α | | | |
| | | (4) | 事業計画が障害のある本人(家族・成年後見人 | | ^ | | | |
| | | 4) | 等含む)に周知されている。 | В | Α | | | |
| I -3 | I -3-(1) | 1 | 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明し | В | Α | | | |
| 管理者の責任とリーダー | 管理者の責任が明確にされている。 | | ている。 | | | | | |
| シップ | 00 | 2 | 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り 組みを行っている。 | Α | Α | | | |
| | I -3-(2) | | | | | | | |
| | 管理者のリーダーシップが発揮 されている。 | 1 | 質の向上に意欲を持ちその取り組みにリーダー シップを発揮している。 | В | Α | | | |
| | | | 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに | | _ | | | |
| | | (2) | リーダーシップを発揮している。 | Α | Α | | | |
| [自由記述欄 |] | | | | | | | |
| I -1-(1) | ①法人の理念は明文化されており、広報誌、パンフレット、ホームページ等に記載されている。 | | | | | | | |
| | ②法人の基本方針が明文化され | してさ | おり、この基本方針をもとに法人内各事業所の基 | 基本計画 | (重点 | | | |
| | 項目)を立てている。法人職員 げ、職員の名札にも入れている | | 目指すべき職員像を明確にした「七つの誓い」(| 職員規筆 | 節)を掲 | | | |
| I-1-(2) | | | | | TER 477 + | | | |
| | | | ュアル読み合わせを朝礼時に行い、それによって 里念に対する理解を促している。 | (埋念の | 埋解を | | | |
| | ②「七つの誓い」を事業所内に掲示し、家族面会時に説明している。広報誌「ひかり通信」では、利用者に | | | | | | | |
| | 理解しやすいようにイラスト等の工夫をしている。 | | | | | | | |
| I -2-(1) | | | リングを実施し、それを元に長期計画として「ネクス | | | | | |
| | を作成している。法人の中期経営計画を作成し、それをもとに各事業所の単年度計画を作成している。 | | | | | | | |
| | | | 大況等を確認した上で、事業所内各グループでまと | | | | | |
| | 集約し、東定されている。また、東 認し、必要に応じて内容の見直し | | された計画は半期ごとに事業所スタッフ参画のもと ⁻ テっている。 | で進捗状 | 沈を唯 | | | |
| | ②東番社両は新年度では「禁令 | + 40 | 左奔からの映号会議にて映号に用かしていて、 | ev> .d | ラズ坐攻 | | | |
| | ③争業計画は新年度」とに東定 管理を行い、職員間での周知を行 | | 、年度初めの職員会議にて職員に周知している。/ ている。 | ・ノコンド | ょに未務 | | | |
| | ④毎月の保護者会にてパワーポ | イン | トと配布資料を用い説明している。「ひかり通信」に | て周知を | 行って | | | |
| | いる。利用者本人への理解への取り組みを継続して行っている。 | | | | | | | |
| I -3-(1) | | | ろ内容について明記されている。また、事業所の広幸 | 段誌に"旅 | 施設長よ | | | |
| | り新年度の挨拶"として管理者の | 貞日 | ニ゙エ±を衣明しくいる。 | | | | | |
| | ②京都府や関係機関の開催する会議、研修に参加し、法令の改正等について把握している。職員 は施設長が講師になり、法令遵守について学習を行っている。 | | | | | | | |
| I -3-(2) | | | | ア ハフ | 业 <i>年1-</i> | | | |
| 1 ① Name | | | | | | | | |
| | ②人事、労務、財務等については | 法法 | 人本部で分析等が行われている。利用稼働率等に | ついて日 | 次報告 | | | |
| | が行われている。毎日の職員配記 | | ついては、予定表にて把握を行うことや、パソコンを | | | | | |
| | 務の効率化を図っている。 | | | | | | | |

Ⅱ 組織の運営管理

| 評価分類 | 評価項目 | | 評 価 細 目 | 評価 | |
|------------------------|---|---|--|------|-------|
| Ⅱ — 1 | II -1-(1) | | 라 顺 씨 다 | 自己評価 | 第三者評価 |
| ュー・ 経営状況の 把握 | 経営環境の変化等に適切に対応している。 | 1 | 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。 | Α | Α |
| | | 2 | 経営状況を分析して改善すべき課題を発見し、 改善を行っている。 | Α | Α |
| Ⅱ -2 人材の確 | Ⅱ -2-(1) 人事管理の体制が整備されてい る。 | 1 | 必要な人材に関する具体的なプランが確立し、 職員のやる気向上に取り組んでいる。 | Α | Α |
| 保·養成 | Ⅱ -2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | 1 | 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば 改善する仕組みが構築されている。 | Α | Α |
| | | 2 | 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り 組んでいる。 | Α | Α |
| | II -2-(3) 職員の質の向上に向けた体制 が確立されている。 | 1 | 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 | Α | Α |
| | | 2 | 個別の職員に対して組織としての教育・研修計 画が策定され計画に基づいて具体的な取り組み が行われている。 | Α | Α |
| | | 3 | 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直し を行なっている。 | Α | Α |
| | Ⅱ -2-(4) 実習生の受け入れが適切に行 なわれている。 | 1 | 社会福祉に関する資格取得のための実習生の 受け入れと育成について基本的な姿勢を明確に した体制を整備し、積極的な取り組みをしてい る。 | Α | Α |
| Ⅱ -3 個人情報の 保護 | Ⅱ -3-(1) 障害のある本人等の個人情報 を「個人情報保護法」に基づき適 切に管理している。 | 1 | 障害のある本人等の個人情報を「個人情報保護 法」に基づき適切に管理している。 | Α | Α |
| Ⅱ -4 安全管理 | Ⅱ -4-(1) 障害のある本人の安全を確保するための取り組みが行なわれている。 | 1 | 緊急時(事故、感染症の発生時など)における障害のある本人の安全確保のための体制が整備されている。 | В | Α |
| | | 2 | 災害時に対する障害のある本人の安全確保の ための取り組みを行っている。 | В | Α |
| | | 3 | 障害のある本人の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。 | Α | Α |
| Ⅱ -5 地域や家族 との交流と | II -5-(1) 地域との関係が適切に確保され ている。 | 1 | 障害のある本人と地域とのかかわりを大切にし ている。 | Α | Α |
| 連携 | | 2 | 地域の福祉ニーズを把握し、事業所が有する機 能を地域に還元している。 | Α | Α |
| | | 3 | ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし 体制を確立している。 | В | Α |
| | Ⅱ-5-(2) 関係機関との連携が確保されて いる。 | 1 | 障害のある本人を支援するため、必要な社会資 源や関係機関を明確にして連携している。 | В | Α |
| | | 2 | 家族との定期的な連携・交流の機会を確保して いる。 | Α | Α |
| [自由記述欄 |] | | | | |
| I −1−(1) | ①隣接している相談支援事業所と連携し、地域の状況把握をしている。地域の自治会では和光を ひとつの町内会として認知されている。 | | | | |
| | | | 里されており、分析された経営状況は各事業所 なページにも決算報告が掲載されている。 | 哉員に周 | 知が図 |
| II-2-(1) | ①法人が求める人物像は、ホームページ等で明示している。キャリアアップシートにより、職員 の成長ステージ別行動基準を定めている。個々の研修計画を作成している。 | | | | |

| II -2-(2) | ①有給休暇、超過勤務等の人事・労務管理は毎月法人本部で把握され、分析、検討がなされている。育児、介護規定を設けて運用している。 |
|-----------|---|
| | ②京都府民間社会福祉施設職員共済会に加入しているとともに、法人に南山城学園職員互助会が組織されている。メンタルヘルスについては研修会を実施している。ソウェルクラブの電話健康相談を紹介している。 |
| II -2-(3) | ①法人職員の目指すべき職員像を明確にした「七つの誓い」をもとに、各職員のキャリアに応じた行動基準が定められている。この体系をもとに研修が実施されている。 |
| | ②職員の各キャリアに応じた職層別の法人内研修が計画・実施されており、受講者名簿が年度初めに作成されている。 |
| | ③研修に参加した職員は一週間以内にレポートを提出し、必要に応じて伝達研修を行っている。 レポートをもとに職員の研修に対して修正を行っている。 |
| II -2-(4) | ①実習の受け入れに関する基本姿勢等については、施設実習オリエンテーション資料に明記されている。インターンシップの受け入れも積極的に行っている。 |
| II-3-(1) | ①『個人情報保護規定』、『情報公開・開示規定』、『個人情報管理規定』が策定されている。 個人情報の開示については重要事項説明書にも明記されており、利用者に説明がなされている。 |
| II -4-(1) | ①法人と事業所でリスクマネジメント委員会が組織され、定期的に委員会が開催されいる。各リスクに対するマニュアルが整備されている。 パソコンのグループウエアにて事業所内での事故等の情報共有と対応策の検討が行われている。 サービス調整会議にて再度周知を行っている。 |
| | ②防災訓練が年3回行われている。地域の自主防災訓練に参加している。また、大規模災害時の対応訓練を実施する等を行っている。 利用者帰省中の対応については、伝言ダイヤル等の使用を促している。福祉避難所の締結を行っている。 |
| | ③ヒヤリハットの事例は、ケース記録のソフト内で書き込みを行い、リスクマネジメント委員会において要因の分析と防止策の検討がなされ、業務手順の見直しなどにつなげている。検討された内容は法人全体のリスクマネジメント委員会に報告している。 |
| II-5-(1) | ①和光全体で一町内会として自治会に加入し、運動会、夏祭り、避難訓練にも参加している。地域住民に向けた研修等の実施については、法人本部、及び醍醐和光が企画、実施している。 |
| | ②地域に向け、発達障害等に関する講演会を企画、実施している。和光祭の企画・運営に地域住 民を巻き込んで実施しており、地元の祭りの一つとして地域に認知されている。 |
| | ③ボランティアの受け入れは、アロマテラピーをはじめ、実習終了後の実習生を受け入れている 実績がある。『ボランティア受け入れの手引き』が作成され、それに基づいてボランティアへの 事前教育がなされている。 |
| II -5-(2) | ①京都市の福祉サービス事業所一覧を整備している。医療機関、相談支援事業所、福祉事務所等との連携をもとに、利用者ごとに異なるニーズに合わせた支援がなされている。 |
| | ②毎月第三日曜日に保護者会が開催され、その後に職員との懇談会を行っている。職員と保護者 の懇親会を毎年開催し、意見交換の場として活用されている。 |
| | |

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

| IT () V | ET /m -T - | | 57 F A | 評価 | 結果 | | | |
|--------------------------------|--|--|---|----|-------|--|--|--|
| 評価分類 | 評価項目 | | 評価細目 | | 第三者評価 | | | |
| サービス開 始・継続 | | 1 | 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報 を提供している。 | Α | Α | | | |
| | W 1 (0) | 2 | サービスの提供を始めるにあたり障害のある本 人等(家族・成年後見人等を含む)に説明し同意 を得ている。 | Α | Α | | | |
| | Ⅲ-1-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行なわれている。 | 1 | 支援内容の変更や暮らしの場の変更にあたり生活の継続性に配慮した対応を行っている。 | В | В | | | |
| Ⅲ-2 個別支援計 画の作成と サービス提 | Ⅲ−2−(1) 障害のある本人のアセスメント が行なわれている。 | 1 | アセスメントとニーズの把握を行っている。 | Α | Α | | | |
| 供手順 | Ⅲ-2-(2) 障害のある本人に対する個別支 援計画の作成が行われている。 | 1 | 個別支援計画を適正に作成している。 | Α | Α | | | |
| | Ⅲ−2−(3) 個別支援計画のモニタリング(評価)が適切に行われている。 | 1 | 定期的に個別支援計画のモニタリング(評価)を 適切に行っている。 | Α | Α | | | |
| | Ⅲ-2-(4) サービス実施の記録が適切に 行なわれている。 | 1 | 障害のある本人に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。 | Α | Α | | | |
| | | 2 | 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。 | Α | Α | | | |
| | | 3 | 障害のある本人の状況等に関する情報を職員間 で共有化している。 | Α | Α | | | |
| Ⅲ-3 障害のある | | 1 | 障害のある本人ニーズの把握を意図した仕組み を整備している。 | В | Α | | | |
| 本人本位の 福祉サービ ス | | 2 | 障害のある本人ニーズの充足に向けた取り組み を行なっている。 | Α | Α | | | |
| | Ⅲ-3-(2) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。 | 1 | 障害のある本人(家族・成年後見人等含む)が相談や意見を述べやすい環境を整備している。 | В | В | | | |
| | | 2 | 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。 | С | В | | | |
| | | 3 | 障害のある本人(家族・成年後見人等含む)から の意見等に対して迅速に対応している。 | В | Α | | | |
| Ⅲ−4 サービスの 確保 | Ⅲ-4-(1) サービスの一定の水準を確保す る為の実施方法が確立されてい | 1 | 提供するサービスについて一定の水準を確保する為の実施方法が文書化されサービス提供されている。 | Α | Α | | | |
| 唯体 | ీ | 2 | 一定の水準を確保する為の実施方法について見 直しをする仕組みが確立している。 | Α | Α | | | |
| | Ⅲ-4-(2) 質の向上に向けた取り組みが組 織的に行なわれている。 | 1 | サービス内容について定期的に評価を行なう体 制を整備している。 | Α | Α | | | |
| | | 2 | 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実 施している。 | Α | Α | | | |
| [自由記述欄 | - | | | | | | | |
| Ⅲ -1-(1) | (1) ①事業所の情報はホームページやパンフレットを作成し、紹介している。 見学は希望に応じて随時受け入れている。 | | | | | | | |
| | ビス内容等については、わかり | ②利用契約書、重要事項説明書を整備し、利用契約時に取り交わしを行っている。事業所のサー ごス内容等については、わかりやすく、ルビうちがされている。 | | | | | | |
| Ⅲ-1-(2) | ①施設移行にあたっては、開設時から一名のみ。その際には基本情報をメール文書にて情報を伝えた。新しい生活へスムーズに移行できるようにしているが、引き継ぎの手順が定められていない。 | | | | | | | |
| Ⅲ-2-(1) | ①定められた様式に則って定期的にアセスメントを実施し、ニーズの聴き取りも行っている。自 閉症・発達障害児 教育診断検査「PEP-3」を実施し、自閉症の特性についてのアセスメント を行っている。サービス調整会議でサービス管理責任者、ケース担当者、栄養士、看護師等、複 数の職員の意見が反映されるよう、メール等で意見交換を行っている。 | | | | | | | |

| Ⅲ -2-(2) | ①年度初めに個々の利用者のニーズ整理票に基づき個別支援計画の作成を行っている。進捗状況 は毎月開催されるサービス調整会議にて確認されている。 |
|-----------------|--|
| Ⅲ -2-(3) | ①個別支援計画の実施状況の確認を毎月行っている。所定の様式を用いて中間期と年度末にモニタリングを行い、全職員の縦覧を通じて意見を収集し反映させている。 |
| Ⅲ-2-(4) | ①日々の記録はパソコンソフトで入力している。 記録の内容や書き方に差異が出ないよう、ケース記録の書き方・考え方のプリントを元に説明を 行い、記録の書き方については朝礼等において、日常的に管理者から指導がなされている。 |
| | ②記録の管理については責任者や情報開示の手続き等について「文書管理規定」「情報公開・開示規定」で定められている。記録の管理について、職員に対して教育がなされている。 |
| | ③日々の記録はパソコンのネットワークを通じて、事業所内で共有できるようになっている。 毎月各種会議が開催され、各部門の担当者間で情報が共有されるようになっている。 |
| Ⅲ-3-(1) | ①職員の行動規範の中に利用者のニーズ充足を目指す姿勢が明示されている。 個別に対応してPECS(絵カード交換式コミュニケーションシステム)を取り入れ、ニーズの 把握に努めている。 |
| | ②面談時に利用者の個別ニーズを聴き取り、日中活動のメニューを増やすなどの対応を行っている。家族からの要望に対して、口頭やメールでも受け付けている。 |
| Ⅲ -3-(2) | ①相談の窓口については 1 Fロビーにルビを振った文章で掲示している。保護者会を通じて要望を 挙げてもらっている。利用者アンケートが実施されていない。 |
| | ②苦情解決の体制・仕組みが整備され重要事項説明書に明記されている。 1 階に掲示している。 公表は行っていない。 |
| | ③日常的にPECSを取り入れ、利用者とのコミュニケーションを確保し、意見を表出してもらえるようにしている。 |
| Ⅲ-4-(1) | ①勤務体系に応じた業務の流れと注意事項が書かれた業務手順書が整備されている。個別対応と 連動して随時内容の見直しが行われている。 |
| | ②個別支援に関して試行期間を設け、PDCAサイクルに準拠して評価と見直しを必ず行うように設定している。サービス調整会議では形骸化されたルールや実態にそぐわない支援方法が残っていないかをチェックしている。 |
| Ⅲ -4-(2) | ①年2回の全職員アンケートから課題の抽出を行い、対応を具体的に協議実行している。個別支援 に関するコンサルテーションを毎月受けている。 |
| | ②明確化された課題については、改善策を管理職や主任、リーダーが中心となって解決案を職員に提示し、実施している。 |
| | |

IV 障害のある本人を尊重した日常生活支援

| 評価分類 | 評価項目 | | 評 価 細 目 | 評価結果 自己評価 第三者評価 | | | |
|------------------------|---|-----|---|-----------------|-----|--|--|
| IV-1 障害のある 本人を尊重 | IV−1−(1) 障害のある本人を尊重する取り 組みがなされている。 | 1 | 障害のある本人を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。(プライバシーへの配慮) | В | В | | |
| した日常生 活支援 | | 2 | コミュニケーション手段を確保するための支援や 工夫がなされている。 | Α | Α | | |
| | | 3 | 障害のある本人の主体的な活動を尊重している。 | В | В | | |
| Ⅳ-2 日常生活支 援 | _ | 1 | 【入浴】入浴について障害のある本人(家族・後見 人等含む)の希望を尊重したサービスが提供され ている。 | Α | Α | | |
| | | 2 | 【衣服】衣服について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重したサービスが提供されている。 | Α | Α | | |
| | | 3 | 【理美容】理美容について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重した選択を支援している。 | Α | Α | | |
| | IV-2-(2) 健康 | | 【睡眠】安眠できるように配慮している。 | Α | Α | | |
| | | | 【排泄】障害のある本人の状況に合わせた排泄環境を整えている。 | Α | Α | | |
| | | | 【医療】障害のある本人の健康を維持する支援を 行っている。 | Α | Α | | |
| | IV-2-(3) 食事 | 1 | 【食事】楽しい食事ができるような支援を行っている。 | В | Α | | |
| | Ⅳ-2-(4) 日中活動・はたらくことの支援 | 1 | 障害のある本人の意思を尊重した日中の活動の 取り組みを行っている。 | В | Α | | |
| | IV-2-(5) 日常生活への支援 | 1 | 障害のある本人の意思を尊重した日中の活動の 取り組みを行っている。 | В | В | | |
| | | 2 | 事業所の外での活動や行動について障害のある 本人の思いを尊重した取り組みを行っている。 | В | Α | | |
| | IV −2−(6) 余暇・レクリエーション | 1 | 障害のある本人の意思を尊重し、日常生活が楽しく快適になるような余暇、レクリエーションの取り組みを行っている。 | В | Α | | |
| [自由記述欄 IV-1-(1) | | | | - | | | |
| 10 1 (1) | ①七つの誓い、行動規範、倫理綱領が策定されている。プライバシー保護に関するマニュアルが整備されている。行動規範にはプライバシーに関する項目があるが、本人に対して周知していない。 | | | | | | |
| | ②コミュニケーションをとることが難しい利用者の方に、PECS(絵カード交換式コミュニケーションシステム)を使うなどの工夫を取り入れてコミュニケーションをとれるように努めている。 | | | | | | |
| № -2-(1) | ③障害特性に応じた個別対応は行っているが、自治会が組織化されていない。 | | | | | | |
| IV 2 (1) | ①毎日、なるべく夕食後に入浴が実施されている。浴室は間仕切りやカーテンを利用し、プライバシーに配慮している。シャンプーや洗体用具を好みのものにしている。 | | | | | | |
| | ②着替えカードを利用して、本人の希望を聞いている。職員による服装チェックを定期的に行っている。衣服状況のチェックを定期的に行っている。 | | | | | | |
| TI 0 (0) | ③毎月、訪問理容にて施設での うになっている。 |)散想 | 髪を行っている。近隣理髪店・美容室での散髪/ | が選択で | きるよ | | |
| W-2-(2) | ①全室個室となっており、安眠できる環境が整備されている。睡眠時間について記録をとっているケースがある。 | | | | | | |
| | ②排泄チェック表を作成し、排泄の状況を把握している。排泄の支援が必要な利用者には個別のニーズに合わせた支援が行われている。 | | | | | | |
| | ③法人内の診療所にて、各科の受診が可能となっており、総合的な健康管理を行っている。てんかん、投薬関係の個別マニュアルを整備している。入院治療後の個別マニュアルも個別に作成しいる。 | | | | | | |
| W-2-(3) | | | | | | | |
| W-2-(4) | ①障害特性に沿った5つの作業場を設けており、日中活動の充実を図っている。 | | | | | | |
| ₩-2-(5) | ①障害特性に合わせた対応を行っている。金銭の自己管理等、現実的な対応ができない。 | | | | | | |
| | ②単独の外出が困難な利用者がほとんどであり、交通ルール等の危険予測が困難である。外出には必ず職員が付き添っている。交通ルール学習に対応したケースはある。 | | | | | | |
| W-2-(6) | ①平日、休日の余暇活動につい 補から選んでもらっている。 | て | は、個別ケースに対応し、実施している。日帰 | り旅行は | 複数候 | | |